

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る企画競争説明書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同企画競争説明書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2018年12月5日

独立行政法人国際協力機構  
本部契約担当役 理事

## 【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

## 【2. 企画競争説明書の配布】

企画競争説明書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>) を参照願います。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 180480

国名：インドネシア 担当：社会基盤・平和構築部

案件名：土地管理体制強化プロジェクト

## 1 選定プロセス

- (1) 企画競争説明書配布依頼書受付期間：2018年12月5日から2018年12月11日12：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。  
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。  
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 企画競争説明書ダウンロード期間：2018年12月5日から2018年12月11日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2018年12月21日12：00まで  
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：1月下旬
- (5) 契約交渉（予定）：1月下旬～2月上旬

## 2 業務の内容

### 【背景】

インドネシア国における公共事業用地の取得手続きは、土地基本法（1960年第5号）を法的根拠として実施されてきたが、同法は土地収用手続きの詳細を定めたものではなく、また、用地取得側の実施能力不足、用地提供者側の不同意（価格不調、権利者の特定困難）等の理由もあり、実際の用地取得は容易ではなかった。こうした状況を受け、2012年に土地収用法（以下「新法」）が新たに制定され、関連する大統領令（2012年第71号）、国家土地庁（BPN）令（2012年第5号）、内務省令（2012年第72号）、財務省令（2013年第13号）が整備、施行され、今後の新規事業の土地収用を円滑に進めるための法制度は整備されつつある。新法により、公共事業用地取得の実施及び権利移転はこれまで同事務を所掌していた州・県・市等の地方政府の手を離れ、土地空間計画省（Ministry of Agrarian and Spatial Planning）/BPN」、以下ATR/BPN）の所掌事務として整理されたものの、現状では、ATR/BPNは用地収用に必要なノウハウ、人材、組織体制、機材等を十分に有していない。このため、公共事業用地の確実、かつ迅速な取得を実現するためには、前述の法制度整備のみでは不十分であり、早急なATR/BPNの能力強化が求められている。

### 【上位目標】

ATR/BPNの所掌する土地収用プロセス（実施・受渡）がSOP及びマニュアル/ガイドラインに沿って実施される。

### 【プロジェクト目標】

ATR/BPNの土地収用実施にかかる能力が強化される。

### 【期待される成果】

円滑な土地収用に必要とされる制度（SOP、マニュアル/ガイドライン）やシステム（情報共有データベース等）が強化される。土地収用に関わる職員の技術・知識（SOP、用地測量、土地評価照査等）が向上する。土地収用に関係する機関を調整するATR/BPNの機能が強化される。

## 3 条件等

### (1)参加要件

日本で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (2)参加の制限

特になし。

## 4 契約期間（予定）

2019年2月中旬～2021年4月下旬

## 5 想定人月（予定）

24 M/M

以上